母谷（もたに）たつのり後援会だより

平成16年（2004年）１月 Vol.14
発　行　母谷たつのりを育てる会
ＵＲＬ　http://www.motani.jp
編　集　岡　田　　孝

市 政 報 告

謹啓　　皆様、新年明けましておめでとうございます。

21世紀４年目の新春をお健やかに、そして厳かに迎えられたことと心からお喜び申し上げます。

今年はオリンピックイヤーで今世紀初めての大会がギリシャのアテネで開催される予定になっています。

陸上、体操、水泳、柔道、マラソン、野球、ソフトボール、サッカー、レスリングなど活躍が期待される多くの競技のなかでもプロ野球選手だけで編成される長嶋監督率いるドリームチームの野球はその注目を一心に集めようとしています。今回の日本野球は優勝が至上命題であり、金メダル奪取のために背水の陣で臨むことになっていますから、その緊張感と迫力は他を圧倒し見応えのあるものになると思われます。

一方、国内情勢は、昨年はじめに8,000円を割り込んだ日経平均株価も大晦日まで１万円台を堅持し、待望久しい景気回復もやや上向きになってきたのではないかというムードが漂い始めています。ただし予断を許す状況ではなく、現在は外需が好調な結果の賜物であり、内需の消費拡大にはほど遠い状況であります。小泉内閣の進めてきた不良債権処理をはじめとする財務内容の改善、強化がここに来て実を結びつつあるのではないかと思います。長く苦しい状況もあともうひと息で脱出できるものと確信いたしております。

また、イラク問題では自衛隊派遣に関する基本計画が12月初旬に閣議決定され、航空自衛隊の先遣隊が年内に出発し、年明けの１月９日にはその本体派遣と陸上部隊の先遣隊に対し石破防衛庁長官から派遣命令が下されました。今後は全体で1,000人規模が投入されるものと思われます。

「お金さえ出しておけば何とかなる」というわが国の立場は湾岸戦争以降、国際社会のなかで非常に厳しい状況に置かれて、国際貢献のあり方が問われています。したがって今回、苦渋の決断をしなければならなかった小泉政権は戦後どの政権、どの政府よりも異質なものとなりました。

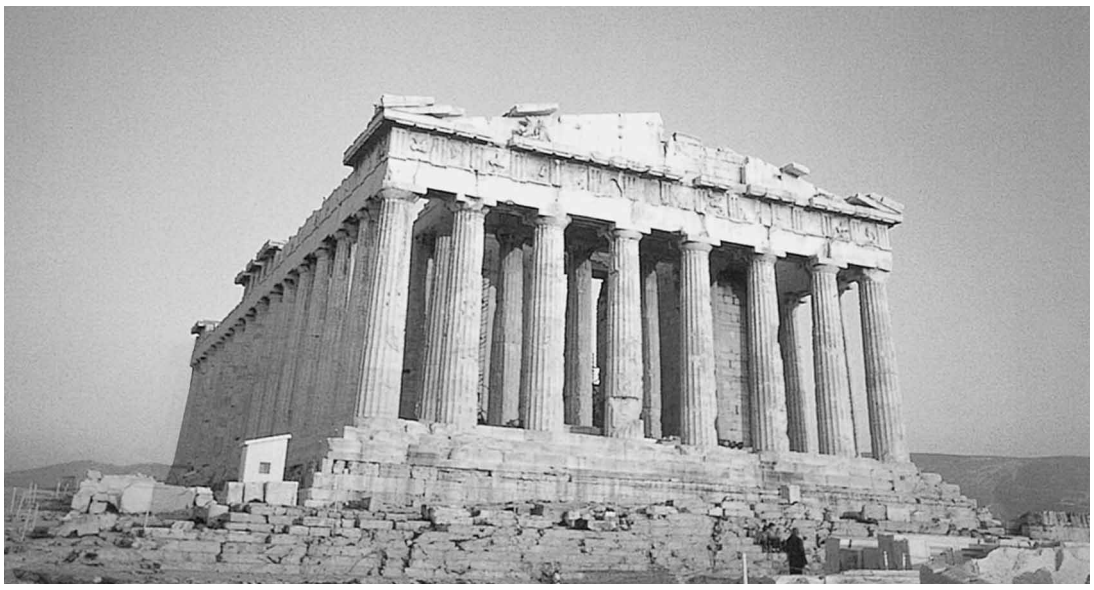

ギリシャ・アテネの象徴 アクアポリスの丘にそびえる世界遺産バルテノン神殿

このイラク復興支援特別措置法は４年間の時限立法であくまで人道的復興支援が目的であり、戦争を行うことやテロと戦うことが目的ではありません。

しかしながら、非戦闘地域として選んだ南部のサマワにおける上下水道整備や公共施設の建設作業中にテロやその他の攻撃を受けることがあれば身を守るため応戦することになると思います。これは正当防衛、専守防衛の立場であることから、この基本原則を日本は徹底して貫くことになります。ただし米国や英国と一緒になって集団的自衛権を行使することは憲法解釈上、認められていません。

いずれにしても派遣される以上、自衛隊員の立派な任務遂行と無事の帰還を心から願って止みませんがご家族の心中を察すると胸が傷みます。

なお、今年の夏は参議院選挙が予定されており半数が改選されます。現在の政治日程としては通常国会終了直後公示となり、７月11日㈰が投票日になると予想されており、その可能性が濃厚です。

小泉政権はこの選挙が正念場であり、参議院でも安定多数を確保し、さらに長期政権となるのか、逆にイラク問題や６カ国協議の行方次第では一気に政局へと発展するのか、そのどちらにも可能性を充分に秘めた状況にあると思います。

こうした国内、国外情勢をよそに広島市では、昨年の12月定例会に上程された17議案のうち、**「下水道料金の値上げ」、「ゴミ処分手数料の値上げ」**を行う条例の一部改正案の２議案と**「広島市事務執行における公正の確保に関する条例の制定」**についての３議案が圧倒的反対多数で否決されました。

私は市民生活に重大な影響を与えるこの３議案は、現下の経済情勢において市民の皆様から理解が得られるよう計画の練り直しと議会に対する充分な説明が必要であり、行政の真摯な姿が求められていると考えております。

今日の状況は施策や計画を立案し、議案として議会に提出する行政のトップである秋葉市長の政治姿勢とその資質が問われる重大な局面を迎えていると言わなければなりません。

さらには、貨物ヤード跡地の活用問題では新球場建設と商業施設を併せた構想を描きながら、広島市の極めて不誠実な対応からデベロッパーに撤退され、その計画が頓挫してしまったことや今年、１月５日には国道２号西広島バイパスの高架延伸工事を再度ストップするよう２年連続で国土交通省に要請したことを発表するなど周辺自治体の首長で構成する「西広島バイパス高架延伸工事促進期成同盟会」の会長としてあるまじき言動を繰り返しています。

これらの失政は広島における都市機能の充実を明らかに遅延させ、魅力ある都市建設の基盤整備を阻害しているだけでなく、これまで高架事業の実現に向けて努力を重ねてきた市議会議員や議会には一切説明もないまま今日の事態を招いています。

このようなことが秋葉市長の言われる**「市民の市民による市民のための政治」**だとしたら重大問題であり、由々しきことであります。

私はこうした重大問題の解決に向けて**「明るく元気で魅力ある広島の実現」**をさらに目指し、渾身の力を傾注して参る所存でございます。引き続き皆様方の御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念いたしております。　　謹白

広島市議会議員　**母 谷 龍 典**

ご意見ご要望は　いい汗流そう!!　いい笑顔つくろう!!　私が直接ご返事します
母谷たつのりホットライン　あなたの声を聞かせて下さい。ダイレクトメール　mokkun@cc22.ne.jp へ

12月定例会の主な議案

第122号議案　平成15年度一般会計補正予算（第5号）

【広島勤労者職業福祉センターの買取り】105万円
　国の雇用・能力開発機構から建物を買取ろうとするものです。通称広島サンプラザの上屋を買取るもので、これまでの累積赤字２億８千万円余りも継承しています。土地は従前から広島市の所有となっています。

第124号、125号、126号議案　給与に関する条例の一部改正

【給与改定等に伴う補正】▲15億5,043万３千円
◎　給与改定率　　▲1.04％
◎　期末・勤勉手当　0.25月分の減額
◎　実施時期　　平成16年１月１日

　この３議案は市議会議員の報酬等、特別職及び教育長ならびに一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案が示され、減額補正予算が原案通り可決されました。

第130号議案　広島市児童療育指導センター条例の一部改正

【名称の変更】
　条例の題名を「広島市こども療育センター条例」に変更すると同時に、広島市児童療育指導センターの名称を「広島市こども療育センター」に改めるものです。したがって、佐伯区海老山南に整備を進めてきた広島市西部療育センターも**「広島市西部こども療育センター」**に名称を変更して今春、グランドオープンとなります。

第131号議案　広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

【処分手数料の値上げ】
　固形状の一般廃棄物処分手数料を平成16年４月１日から現行の１キログラム当り８円を10円50銭に値上げしようとする議案で、その改定率はなんと31.25％になっています。
　現在、一般家庭ゴミの収集・運搬は無料となっていますが事業所系の場合は有料となっています。中小企業をはじめ多くの企業や商店が合理化対策に耐えて、この厳しい経済不況を乗り越えようと努力しているとき、今回の値上げ案はゴミの排出事業者に対して追い討ちをかけるものであり、理解は得られないものと考えております。１キログラム当り８円ですから１トン8,000円であり、２トンのゴミ収集車では16,000円となります。したがって、これを議案どおり値上げした場合には21,000円になるわけです。また、処分手数料の徴収は現在、廃棄物処理業者が行っていますが、これは広島市の値上げを実質、廃棄物処理業者に押しつけるものであることや公金の徴収を巡って法律上の定義や解釈が不明確であることから、この**議案は賛成０、反対58**（議長を除く59人で採決するが当日は１人欠席）**で否決**されました。

第132号議案　広島市下水道条例の一部改正

【使用料の値上げ】
　現行の下水道使用料のうち一般家庭汚水の基本料金（10㎥／月）を625円から810円（改定率29.6％）に、また、標準的排出量の（20㎥／月）使用料を1,740円から2,220円（改定率27.59％）にそれぞれ改定しようとするもので、大口利用者を含めた平均改定率は22.91％となっています。これは政令都市の中で一番高い下水道料金となります。
　下水道事業における費用負担の基本的な考え方は、自然現象に起因する雨水に係る処理は公費（市税等）で負担し、原因者・受益者が特定できる汚水に係る処理は私費（使用料）で負担することになっています。
　しかしながら、今年度末には市街化区域内の人口普及率は92.4％に達し、今後は主に管渠の更生、補修にその事業が変移することや今日の経済情勢から今後の建設投資計画には疑問があり、経営計画そのものの大幅な見直しが必要であると考えています。
　また、これまでの建設計画や財政収支計画に問題はなかったのかなど企業努力の必要性と体質改善が急務であり、そのしわ寄せを市民に押しつけるこの改定案は健全な財政再建や体質改善にはつながらないことと併せ、現下の厳しい経済情勢から改定率の高さは市民の理解を得られないなどの理由により、これもまた**圧倒的反対多数で否決**されました。

第133号議案　広島市事務執行における公正の確保における条例の制定

　この条例案は、『職員の事務執行における公正を確保するため、広島市公正職務調停委員会の設置、職員の事務執行に関する働き掛けへの対応等について定めようとするものである。』というのが提案理由となっています。この議案に対する質疑は過去に例のない８人もの議員が本会議場で質問をいたしました。
　その主なものは
（１）他の自治体に無いのに何故広島市だけ必要なのか
（２）地方公務員法に従って職務を遂行しているのではないのか
（３）市内部の要綱では何故いけないのか
（４）「不当な働き掛け」という定義は何か
（５）条文中（案）のなかに出てくる「何人も」とは誰を指すのか
　などで、数え上げたらきりが無いほどの項目と時間を費やしました。さらに常任委員会でも質問が延々と続きましたが、何ひとつ納得させられる答弁を得ることはできませんでした。定例会最終日の採決直前に行われた最終討論でも各会派を代表して異例の人数が登壇し、相次いで反対討論を行いました。いかにこの条例案に対し議会各会派や議員個人が深い関心を持ったかお解りいただけると思います。条例案のネーミングは素晴らしいのですが内容が整っていません。
　結果は本来、市長与党であるはずの社民党や共産党までもが反対し、**圧倒的反対多数で否決されました。**

広島市 ぽい捨て条例の罰則スタート

広島市では、ぽい捨て防止については、これまで市民一人ひとりのモラルの向上により対応することを基本に、各種施策を実施してきました。しかしながら、日常的視点からみると、ぽい捨てやごみの散乱は依然として解消できていないのが現実です。

このため、市民の皆様からご意見をいただきながら、条例制定を含めた実効性のある新たなぽい捨て防止対策の検討を進め、平成15年7月に「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」を制定し、平成15年10月1日に施行しました。

この条例は、快適な生活環境の確保を図るという観点から、**吸い殻や空き缶等のぽい捨て**、**飼い犬のふんの放置**、**落書き**そして**喫煙**の4つの行為について必要な事項を定めています。

ぽい捨てや落書き、歩きながらの喫煙などはしてはいけないということを、私たち一人ひとりが再認識し、社会的なルールとして定着させ、そして、市民、事業者及び市が協働して、広島市をきれいで快適な街にしていくことを目的としています。このためやむを得ず本年1月1日より罰則の適用をスタートさせています。皆様のご協力をお願いします。

喫煙制限区域において

灰皿が設置してある場所以外で喫煙をしてはいけません

歩きながら喫煙をしないようにしましょう。
屋外で喫煙しようとするときは、
携帯用灰皿を携帯しましょう。
喫煙制限区域では、屋外の公共の場所で
灰皿が設置されていない場所での
喫煙を禁止します。

罰金　1,000円

全市域において

ぽい捨てをしてはいけません

屋外でたばこは、持ち帰るか、
ごみ箱に入れましょう。

屋外の公共の場所での吸い殻や
空き缶等のぽい捨てを禁止します。

罰金　1,000円

全市域において

落書きをしてはいけません

屋外の場所での
落書きを禁止します。

罰金　50,000円以下

全市域において

飼い犬のふんを放置してはいけません

飼い犬を散歩させるときは、
ふんを回収するための
用具を携帯し、生じたふんは
持ち帰りましょう。

屋外の公共の場所での
飼い犬のふんの放置を
禁止します。

罰金　1,000円

美化推進区域・喫煙制限区域（違反した場合、罰則が適用される区域です）

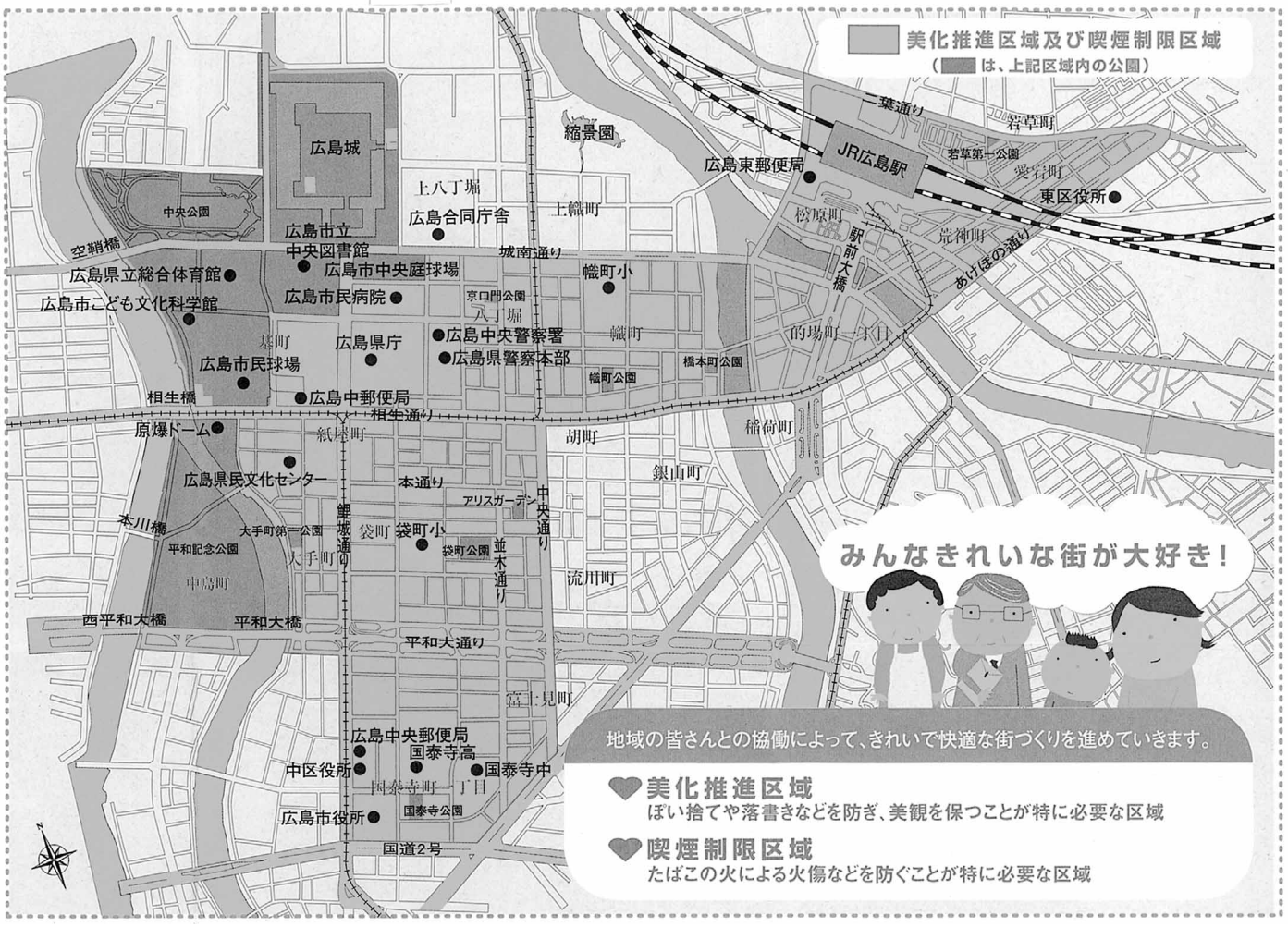

平成16年4月1日から

プラマークのゴミ分別収集スタート

マスコットキャラクターのアライグマの「あらら」です。ゴミ減量やリサイクル、きれいな街づくりのため、ポスターや広報紙、イベントなどで活躍しています。

ゴミ分別は、6種類分別から8種類分別になります。

広島市では、みなさんのご協力により、ゴミの減量化、リサイクルに努めてきましたが、近年のライフスタイルの多様化による消費・生産の拡大にともない、ゴミの発生量は年々増加しています。そこで、平成16年４月１日から、「燃やせないゴミ」を**「リサイクルプラ」**（リサイクル）、**「その他プラ」**（消却）、**「不燃ゴミ」**（埋立）の３つに分けて、プラスチック系のゴミをリサイクル又は焼却し、埋立て処分するゴミを減らすこととしました。これによって、現在の６種類分別から８種類分別に変わります。ご協力をお願いします。

〈変更〉

旧 ペットボトル　月2回収集

→ 新 ① ペットボトル（PET）　毎週1回収集　再生

→ 同一日にあわせて収集後、選別施設へ搬入します

旧 燃やせないゴミ　週1回収集

→ 新 ② リサイクルプラ（容器包装プラスチック）　週1回収集　再生

→ 同一日にあわせて収集後、選別施設へ搬入します

→ 新 ③ その他プラ（容器包装以外のプラスチック）　月2回収集　焼却

→ 焼却します

→ 新 ④ 不燃ゴミ　月2回収集　埋立

→ 埋立します

可燃ゴミ	週2回	→ 可燃ゴミ	週2回	⑤
資源ゴミ	月2回	→ 資源ゴミ	月2回	⑥
有害ゴミ	月2回	→ 有害ゴミ	月2回	⑦
大型ゴミ	月2回	→ 大型ゴミ	月2回	⑧

→ 現行どおりです

母谷たつのり連絡先　広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目17番12号　☎929-9002
ホームページ　http://www.motani.jp/　FAX929-9002
市議会　☎504-2443　FAX244-1419

広島市議会ホームページ　http://www.city.hiroshima.jp/gikai/index.html